

「海外におけるテストマーケティング事業」業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「委託者」という。）が委託する「海外におけるテストマーケティング事業」の業務を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について必要な事項を定めたものである。

1 事業名

「海外におけるテストマーケティング事業」業務委託

2 目的

米国在住の消費者を対象に県内食品関連事業者の商品のテストマーケティングを行うことで、県内食品関連事業者の米国向け商品開発および改良に資することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7（2025）年2月28日までとする。

4 業務内容

(1) 県内食品関連事業者の募集、選定

- 対象事業者は原則として栃木県内に本社又は事業所を有する中小企業(※)とする。
- 県内食品関連事業者に対し、当事業を広く周知するとともに、架電等による参加推進活動を行い、参加事業者・商品を集めること。
- 参加事業者募集用のチラシ及びサイトを作成すること。
- 電子メール、フォーム等を用いて参加希望者からの申込みを受け付けること。
- 事業者からの照会等の対応を行うこと。
- 申込み状況を適時委託者に報告すること。
- 参加事業者数は6社以上、採択商品数は10商品以上を目安とする。
- 商品選定にあたっては、委託者及び受託者で協議を行うこと。

※中小企業者の定義は、次のとおりとする。

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する事業者

主たる業種として 営んでいる業種	資本金基準 資本金の額又は出資の総額	従業員基準 常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

(2) 米国消費者を対象とした調査の実施

- ・ 採択1商品あたり米国消費者15名以上を目安とし、ヒアリング等の調査を行うこと。
 - ・ 調査内容は、参加事業者の希望を確認したうえで質問項目等の詳細を決定すること。
 - ・ 質問項目等の詳細決定においては、採択商品に対する現地消費者の評価を把握し、当該商品の長所及び改善すべき点等を理解できるような回答を得られる質問設定となるよう、可能な限り助言等の支援を行うこと。
 - ・ その他具体的な内容及びスケジュールについては、企画提案書にて提案すること。受託後において、同企画提案書に記載が無い事項につき疑義が生じた際は委託者と適宜協議を行い進めること。
- (3) 調査にかかる商品の発送
- ・ 当委託事業における調査においては、原則として採択商品のサンプルを海外に輸送し、現地消費者に試食してもらうこと。
 - ・ 採択商品は受託者がとりまとめ、海外へ発送すること。
 - ・ 上記の発送費用は、原則として当委託料に含めることとする。ただし、国内輸送費（受託者が指定する国内倉庫までの輸送費用等）についてはこの限りでない。
- (4) 米国消費者の定量及び定性的情報の分析及びフィードバック資料の作成
- ・ 上記(2)の調査結果に基づき、参加事業者へのフィードバック資料を作成すること。
 - ・ 作成にあたっては、調査により得られた定量的、定性的なデータを記載するとともに、受託者がもつ知見に基づき現地消費者行動・嗜好等の分析等を記載すること。
 - ・ 上記資料の作成においては、現地消費者の評価を把握し、当該商品の長所及び改善すべき点等を参加事業者が理解できるように作成すること。
 - ・ 受託者は、資料案を作成後、事業者へ提出する前に委託者に提出し確認を受けること。なお、同資料の知的財産権は委託者に帰属することとする。
- (5) 参加事業者へのフィードバック
- ・ 上記(4)の資料に基づき、参加事業者にフィードバックを行うこと。
 - ・ フィードバックの形式は面談形式とする（オンライン形式も可能とする）。
 - ・ フィードバックにおいては、当該商品に対する現地消費者の評価、当該商品の長所及び改善すべき点等を参加事業者が理解できるように、受託者の考察や知見もまじえて説明すること。
 - ・ 参加事業者からの質疑応答に対応すること。
- (6) 委託者への実績報告書の提出
- ・ 上記(5)まで終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。内容は、上記(1)から(5)までの業務実施結果とすること。
- (7) その他共通事項
- ・ 本業務を正確かつ確実に実施するため、実施責任者及び必要な人員を配置し、委託者に通知すること。
 - ・ 問合せ対応、広報は受託者とする。なお、広報資料は受託者と委託者で協議し決定する。
 - ・ 本委託の履行にあたっては、委託者と密に打合せを行うこと。

5 委託料の支払

- (1) 委託料の支払いは、実績に応じた事業完了後の精算払いとする。
- (2) 福島原発事故に伴う本県産食品の輸入規制の状況及びその他の事情により、やむを得ず、本仕様書に定める業務の全部又は一部の実施が困難である等の場合は、甲乙の協議により業務の中止等を決定することができる。中止等とする場合には、乙が受領すべき委託料の額は、契約締結の日から中止等を決定した日までに乙が履行した契約の内容、業務の実施に当たり乙がすでに負担した実費額及びその他契約内容を勘案して、甲乙の協議により、甲がこれを決定するものとする。

6 その他

- (1) 委託者と連絡調整等を密に行うこと。
- (2) 受託者は委託者と十分な協議を行いながら本業務を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度委託者と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、委託者は、作業期間中いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。
- (3) 本委託業務の実施に当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用は、すべて委託料に含むものとする。
- (4) 本業務の実施の際に生じた特許権・著作権等の知的財産権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）は、受託者もしくは第三者が保有する権利を除き、原則として委託者に帰属するものとする。
- (5) 受託者が委託業務を行うに当たって取扱う個人情報は、栃木県個人情報保護条例（平成 13 年条例第 3 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (6) 本業務委託の実施に当たっては関係法令を遵守すること。
- (7) 当該委託業務の契約締結にかかる費用（収入印紙代も含む）は、受託者の負担とする。